

2022年5月13日

各位

会社名 東京製鐵株式会社
代表者名 代表取締役社長 西本利一
(コード番号 5423 東証プライム市場
問合せ先 取締役常務執行役員
(総務部長) 奈良暢明
(TEL. 03-3501-7721)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月24日開催予定の第108 回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるなど、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ・変更案第4条は、公告閲覧の利便性向上及び公告手続き合理化のため、当社の公告の方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。
 - ・変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります
 - ・変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ・上記の新設に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
 - ・その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 (公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。 (新 設) (新 設) 第15条～第36条 (条文省略) (附則) 第1条 変更後の定款の規定は、2019年6月26日定時株主総会終結の時から効力を生ずる。 第2条 (条文省略) (新 設)	第1章 総 則 (公告の方法) 第4条 当社の公告の方法は、電子公告により行う。 <u>② 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u> 第3章 株主総会 (電子提供措置等) <u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u> 第16条～第37条 (現行どおり) (附則) 第1条 変更後の定款の規定は、2022年6月24日定時株主総会終結の時から効力を生ずる。 第2条 (現行どおり) 第3条 変更後の定款第15条(電子提供措置等)の新設は、 <u>2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u> <u>② 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については従前の例とする。</u> <u>③ 本条は、2023年3月1日にこれを削除する。</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月24日
定款変更の効力発生日 2022年6月24日

以上